

町村の三階級地方制度は完備した、要するに普國に於ての地方自治の根本原則は千八百八年千八百三十一年千八百五十年の制度の爲めに襲踏せられたが千九百十八年の革命以後に於ては共和的民主的な革命憲法の條規に適合せしむる爲めに屢々改正が加へられた、即ち革命獨逸憲法第二百二十七條に「公共團體及公共團體組合は法律の制限内に於て自治行政の權利を有す」又普國憲法第七十條には「公共團體及公共團體組合は自己の勤務に關する自治權を法律の定むる國家監督の下に

於て保證せらる」と規定してあるが爲に主として地方選舉の事項に關する法規が制定せられて普通選舉が採用せられ、婦人にも公民權が賦與せられて、中央議會制度と相俟つて地方議會制度にも民主的共和的な要素が多分に加味せられたのである。普國の地方制度に係る沿革は大約叙上の如きものであるが我が地方制度中の市制町村制がモツセ博士に依つて起草せられた時の母法としては千九百十八年の革命以前の制度であることは言を俟たないのである。(未完)

再び道路と電信電話線との關係に就いて

氷川比志路

電信線電話線建設條例と道路との關係に就いて聊か所感を叙述し其掲載を許されたことを深く感謝する、逕信省事務官秋山龍氏が通信事業特別會計制度と題する所論を「交通之日本」誌上(本年四月號)に公にせられたるを一讀し

更らに今一度此電柱と道路關係に付卑見を公にせんと欲する、幸ひに餘白を與へらるゝならば幸甚である。抑も吾人が電柱と道路關係に付き所感を公にしたる所以のものは道路法の制定と同時に通信機關たる電信電話事業

の合理化を求むるに在るのであつて敢て他意あるものではない、故に電信線電話線條例に對し根本的改正を加へ、現時代に適應する法規として以て道路法と相待つて兩事業互助の方針に出てられんことを要求するものである。

通信事業特別會計法案は政府より去る三月第六十四帝國議會に提出せられ兩院の協賛を得四月一日法律第四十一號を以て發布せられたのであるが此法律の實施に依つて通信事業は特別會計化せられて其の事業の經營は大體に於て合理的と爲つた譯である、吾人は遞信當局と共に祝せざるを得ない、乍去此特別會計法の實施のみでは未だ以て完璧を得たものと言ひ得ない彼の電信線電話線建設條例をも合理化せしめなければならぬのは言を俟たない所である。

前記秋山遞信省事務官の所論を見るに同事務官は(一)沿革と理由(二)基本原則と納付金(三)特別會計の範圍(四)資本と既發公債の負擔(五)擴張、改良財源(六)減價償却(七)計算組織(八)特別會計の利弊に分解して評論せられて居る、其の内に「收支差額の増大である通信

事業の收支差額は此處數年來に經費の節約繰延の擴張財源の公債乗替の爲めに急激に増加したのであるが之は公益事業の政府獨占經營の本旨に照らし最も慨はしいことである」と言はれて居る即ち郵便電信電話事業は秋山事務官をして其支出に對し收入の過剰の大なるを慨せしむるが如き状態である、尙特別會計法第四條に「本會計は毎年度八千二百萬圓以内ニ於テ豫算ニ定ムル金額ヲ一般會計ニ納付スヘシ」との規定がある、此點に關しては遞信大藏兩省間で可成多くの論戰が繰返されたとの事であるが兎にも角にも電信電話事業は少くとも他の會計へ毎年四千萬圓位は支拂ふことを得る餘裕即ち純益を擧ぐるのであると認めらるゝので吾人が利益を生ずる事業の爲めに利益なき道路事業を犠牲に供すると云ふことの妄斷にあらざることを明かにすることが出來たのである又同事務官は所論を特別會計の制度の利弊の點にまで進められて「事業増進に伴ふ收入が事業に還元せられることとなり爲めに通信料金手数料主義の理想に近き収入の増加は何等かの形に於て國民の便益増加

に向けらるることが出来る」と言はれておる、吾人が論述したる處が獨斷的でなく又道路事業に偏重するものにあらざることは此の秋山遞信事務官の所論に照し合はして明白となるのである、遞信當局者に於て一考を與へらるならば本懐の至りである、再言す此の際に於て半世紀前の立制である電信線電話線建設條例をば速かに改正し道路法との協調的法規と爲し以て負擔の公平と事業の合理化を企圖せられんことを切望する。

因に一言する、吾人が耳にする處に依れば關西地方の某縣に於て道路改良工事の爲めに電柱の移轉費を遞信省に支拂ひ立て替へられた古電柱を移轉費負擔者の所有に歸すべきものであるとの理由で縣の材料貯藏場に持ち運びたるに遞信局の掛員は矢張り古電柱は遞信省の物なりと強辯し取戻を強要したとの事である、新らしき電柱の代金を移轉費額中に包含せしめて要求した點から見れば縣の見解は合理的である、遞信當局が不用に歸した古柱を代金負擔者に引渡さるは不當利得にあらざるか否か又某地方では町村道

路改修工事の爲めに電柱の移轉を要し遞信當局に交渉したるに不當に高額な移轉費を請求し來つたので當該町長は其値引きを惻願したるも遞信當局は假借する處なかりしかば町長は已むを得ず改正道路の中央部に林立する電柱を従來の儘に捨て置き之れを路側に移轉することを敢てせざりし結果貨物自動車は遠慮なく電柱に衝突するもの少からざりし爲許多の電柱は損傷せられ通信も少からず危険を感じしめられたので終に遞信當局は我を折り讓歩することとなつて漸く事件の解決を見るを得たとの事である、吾人は此の如きは事實にあらで道聽途説に過ぎないことを信するものであるが若し夫れ此が事實ならば道路管理者と通信事業取扱官憲との協調を失ふことの甚しきもので實に半世紀前の法律が禍する必然的の事象であると言はざるを得ないのである、思ふに斯等の事故絶滅の方法は單に難事でない苟くも通信事業の圓滿なる發達に忠ならんと欲するの士は須らく思ひを茲に致さるることであらうと信するのである。